

群運企第809号
群運整第417号
令和5年12月14日

一般社団法人 群馬県トラック協会長 殿

群馬運輸支局長
(公印省略)

高速道路上における二次的交通事故の防止について (注意喚起)

平素より国土交通行政に御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

令和5年12月12日午前2時ごろ、前橋市駒形町の北関東自動車道東行きにおいて、故障で停車していたトラックに大型トラックが追突し、運転者が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

新聞報道では、故障し走行車線の路肩寄りに停車されたトラックの前方に、応援のトラックをとめ、運転者が積み荷を移していたところに、大型トラックが追突したとされています。

このような事故を防止するために、安全対策として、下記の事項を遵守する必要があります。

貴協会におかれましては、本件を運転者指導に活用するよう、傘下会員に周知方御願ひ申し上げます。

記

1. 事故、故障等があり路肩等に停車させた車両が自走不可能となった場合、運転者は、ハザードランプの点灯、発炎筒の発火、停止表示器材の設置を行い、むやみに路肩等へでることなく安全な場所に退避する
2. 運転者は、速やかに110番・非常電話・道路緊急ダイヤル（#9910）などで通報し、その後運行管理者の指示を仰ぐ
3. 連絡を受けた運行管理者は、事故の続発防止、負傷者の救急等所要の措置を講じるよう指示をする

(参考) NEXCO東日本ホームページ

『高速道路で事故を起こしてしまったら』

https://www.driveplaza.com/safetydrive/happening/on_accident.html